

人権へのダムの影響に関する共同声明

2021/11/01

国連人権高等弁務官事務所

4名の特別報告者が共同声明を公表した。内容は以下のとおり。巨大ダムが水界生態系の持続可能性、河川周辺地域の食料源と基本的資源を破壊し、大規模移動を余儀なくさせている。多くの河川と周辺地域は今、主に水力発電計画に脅かされている。気候変動によるエネルギー転換の促進が議論されるなか、水力発電産業が新たな大規模な水力発電ダムを推進している。次の諸点を勧告したい。①各国政府に対し、影響を受けた人々への公平な補償を確保し、飲水・衛生・住居・食料・健康・教育に対する人権を保障するために、ダムについて独立した見直しを行うよう求める。②各国政府に対し、国際人権義務と関連する基準・ガイドラインを効果的に実施するよう求める。③各国政府・電力産業・金融機関に対し、新たな大規模水力発電ダムの計画を中止し、既存のダムの最適化、社会・環境への影響の少ないその他の再生可能エネルギーの開発を優先するよう求める。

ジャーナリストへの犯罪不処罰をなくす国際デー

2021/11/02

国連人権高等弁務官事務所

ジャーナリストへの犯罪不処罰をなくす国際デーに際し、3名の特別報告者が共同声明を公表した。内容は以下のとおり。ジャーナリストの安全が保たれず、彼らへの犯罪不処罰の確率が高い状態が続いている。過去10年間、世界中のジャーナリストが、その仕事だけを理由に脅迫・ハラスメント・身体的攻撃・誘拐・恣意的抑留・強制失踪・拷問・殺害の被害を受けている。特に女性は、性的攻撃やオンラインでのジェンダー暴力の危険にさらされている。こうした犯罪は、勇気をもって真実を追求・暴露しようとするジャーナリストを脅迫し沈黙させるために行われる。これは、社会の知らされる権利、表現の自由、その他の多くの人権に対する攻撃である。不処罰は加害者を助長する。政府には、ジャーナリストへの全ての犯罪について迅速・公平・徹底・独立・効果的な調査を行う義務がある。適切な調査を行わないこと自体が、生命の権利の侵害とみなされる。

自由権規約委員会第 133 会期閉幕

2021/11/05

国連人権高等弁務官事務所

自由権規約委員会第 133 会期が閉幕した。今会期では、ドイツ、ボツワナ、アルメニア、ウクライナの報告書について、各国の代表と建設的な会話が行われ、それぞれに対する総括所見が採択された。また、個人通報に関して 37 の決定が採択された。本案審査が行われた 19 件のうち、15 件が権利侵害ありと判断された。7 件は受理不能、11 件は不継続となった。さらに、総括所見フォローアップ手続に関する改定ガイドラインが採択され、フォローアップ情報の要請期間が現在の 2 年から 3 年に延長された。この改定は、手続を委員会の実情に合わせ、各締約国との継続的な対話を維持しつつ、報告の負担を軽減させるためのものである。次の会期では、個人通報に対する見解のフォローアップ手続に関するガイドラインの見直しが行われることが決定された。第 134 会期は 2022 年 2 月 28 日～3 月 25 日に開催される予定である。

拷問禁止委員会開催の予定

2021/11/05

国連人権高等弁務官事務所

拷問禁止委員会が11月8日～12月3日に開催される。この会期では、スウェーデン、キルギス、ナイジェリア、リトアニア、セルビア、ボリビアの状況が審査される。拷問等禁止条約の締約国(現在172か国)は、条約の実施状況について、独立の国際的専門家10名から成る拷問禁止委員会の審査を受けなければならない。委員会は、ナイジェリアを除く各国の報告書とNGOの情報を受理しており、会期では6か国代表と広範な問題をオンラインで討議する予定である。討議はウェブ中継される(<https://media.un.org/en/webtv/>)。

拷問禁止委員会第 72 会期開幕

2021/11/08

国連人権高等弁務官事務所

拷問禁止委員会第 72 会期が開幕した。今会期では、ボリビア、キルギス、リトアニア、セルビア、スウェーデンの報告書が審査され、また、第 1 次報告書の提出がないナイジェリアの条約実施状況も審査される。開会の挨拶を行った人権高等弁務官事務所の代表は、COVID-19 パンデミックが拷問禁止を含む、世界中の人権保護に前例のない難題をもたらし続けていると述べた。特に、司法による抑留センターの監視が遅延や中止されているために、拷問や虐待がエスカレートしており、抑留者の人権状況は深刻であると指摘した。そして、各国の監視と対話は極めて重要であり、委員会が対面での各国審査を再開したことは積極的な進展であると述べた。委員長は、COVID-19 パンデミックが収束しない中、委員会が条約遵守の監視、個人通報の注視を完全に再開する必要があることを強調した。会期中の公開の会合はウェブ中継される (<http://webtv.un.org/meetings-events/>)。

女性差別撤廃委員会第 80 会期閉幕

2021/11/12

国連人権高等弁務官事務所

女性差別撤廃委員会第 80 会期が閉幕した。1 年半ぶりのジュネーブでの対面開催となった今会期で委員会は、エクアドル、エジプト、インドネシア、キルギス、モルディブ、ロシア、南アフリカ、南スーダン、スウェーデン、イエメンの報告を審査し、総括所見を採択した。委員会はまた、アフガニスタンの女性・少女の激的な状況を深く懸念し、同国に対し特別報告書の適時提出を求め、同国の政治・経済・社会の変化が彼女らの権利にもたらす影響を検討するための非公式タスクフォースを設置することとした。さらに、かつてなく増えている滞留報告書等に対処するために、活動方法の合理化・調整を図った。女性に対するジェンダーに基づく暴力に関する作業部会は、締約国の義務に関するガイダンスノートの起草作業を進め、先住民族女性・少女に関する作業部会は彼女らの権利に関する一般勧告第 1 次草案を採択した。第 81 会期は 2022 年 2 月 7 日～3 月 4 日に開催される。

人種差別撤廃委員会開催の予定

2021/11/12

国連人権高等弁務官事務所

人種差別撤廃委員会開催が 11 月 15 日～12 月 3 日に開催される。この会期では、チリ、デンマーク、シンガポール、スイス、タイの状況が審査される。人種差別撤廃条約の締約国(現在 182 か国)は、条約の実施状況について、18 名の独立の国際的な専門家から成る委員会の審査を定期的に受けなければならない。委員会は、各国の報告書と NGO・国内人権機関の情報を受理しており、会期では各国の政府代表と対面で様々な問題を討議する。会合の様子はウェブ中継される予定である (<https://media.un.org/en/webtv/>)。

人種差別撤廃委員会第 105 会期開幕

2021/11/15

国連人権高等弁務官事務所

人種差別撤廃委員会第 105 会期が開幕した。委員会の会期は 1 年以上オンラインでの開催であったが、今会期は対面での開催となった。会期中には、チリ、デンマーク、シンガポール、スイス、タイの状況が検討される。開会の挨拶を行った人権高等弁務官事務所の代表は、COVID-19 パンデミックは、特に先住民族・アフリカ系・アジア系・移住者・庇護希望者・難民等の最も脆弱な人々に難題をもたらしているが、紛争や貧困のために故郷を去ることを余儀なくされている人々もおり、彼らの苦境は人種・宗教その他の差別によってさらに悪化していると述べた。そして、こうした状況に対処し、各国に国際人権法上の義務を想起させるツールとして、委員会の早期警告・緊急行動手続の有用性を指摘した。さらに、デジタル・技術の変化が排斥・貧困・不平等の人権問題を生じさせる可能性、AI が人種的プロファイリングを採用した場合の問題等にも言及した。

女性に対する暴力撤廃の国際デーに向けた共同声明

2021/11/24

国連人権高等弁務官事務所

11月25日の女性に対する暴力撤廃の国際デーに向けて、人権専門家が共同声明を公表した。内容は以下のとおり。女性・少女が意見を述べると、女性・少女であるがために殺害・暴力・脅迫・ハラスメントの危険に晒される。こうした暴力は、彼女らに対する社会・政治・経済・人種・カースト・文化による差別から生まれる。差別は暴力を深刻にし頻発させるだけでなく、暴力の不処罰、社会・個人の容認を助長する。世界中の女性・少女の意見が尊重されなければならない。彼女らを沈黙させ、その経験が無視されてはならない。権利・生活に影響を受ける全てのプロセスで女性・少女の主体性と参加が促進・保護されなければならない。政府は、女性が脅迫や攻撃を受けず表現・結社・平和的集会の自由を行使できる環境を確保・整備すべきである。政府はまた、適切な注意を払い、女性の人権擁護活動家・活動家・団体を保護しなければならない。

女性に対する暴力撤廃の国際デー 女性ジャーナリストに関する声明

2021/11/25

国連人権高等弁務官事務所

女性に対する暴力撤廃の国際デーに際し、意見・表現の自由に関する特別報告者が以下の声明を公表した。今年の“ジェンダーに基づく暴力に対する 16 日間のアクティビズム”で公表した、#JournalistsToo-Women Journalists Speak Out では、世界中の女性ジャーナリスト 11 名が職務中に経験したジェンダーに基づく暴力や脅威を直接証言し、多くの女性ジャーナリストが同性愛嫌悪・人種主義・信念に基づく差別にも直面していることが強調されている。次の諸点を要請したい。①政府はオン・オフラインでの女性ジャーナリストの安全のための防止・保護・監視・対応メカニズムを開発する、②ソーシャルメディア企業はデジタル空間を女性にとって安全なものにする、③メディア企業は職場におけるジェンダー暴力・ハラスメントのゼロ容認を確保する、④政治・コミュニティの指導者は女性ジャーナリストに対する攻撃を非難し、彼女らを危険に晒す発言を慎む、である。

オミクロン株対応における健康・平等の優先を求める共同声明

2021/11/29

国連人権高等弁務官事務所

6つの特別手続の担当者10名が共同声明を発した。内容は以下のとおり。COVID-19の新たな変異株オミクロンの感染拡大により、数カ国が渡航制限を行っている現状を受けて、11月30日に予定されていた第12回WTO閣僚会議が延期となった。ワクチンの不平等に対する集団行動が緊急に必要である。各国政府には、ワクチンへのより迅速・平等なアクセスを促進するためにあらゆる手段を用いる集団的責任がある。これには、ワクチン特許の保護が健康の権利享受の障壁とならないようにするために、WTOの「知的財産権の貿易関連の側面に関する協定」に基づく知的財産権を一時的に放棄することが含まれる。政府にはまた、買い占めを回避し分配を促進することでワクチンの国内・国家間の平等な分配を確保する個別的な責任もある。さらに企業にも、自らの行為が人権に悪影響をもたらすことがないよう確保する自主的な責任がある。